議事要旨(5) 実務対応報告公開草案「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(案)」 について

湯川専門研究員より、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」の改正の契機について説明がなされた。同実務対応報告は、平成 16 年 11 月に公表されているが、その後、企業会計基準第 7 号「事業分離に関する会計基準」及び企業会計基準公開草案第 12 号「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」の公表等により、当該実務対応報告の修正が必要となったものである。改正点を中心に資料「実務対応報告公開草案 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に沿った説明がなされた後、審議がおこなわれた。

なお、今回別途提示された今後のスケジュール(案)については、審議事項(5)に記載のとおりであり、次回の第 104 回企業会計基準基準委員会で公開草案公表議決を予定している。

今回説明がなされた主な改正点の概要は、以下のとおりである。

- ▶ 棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)第15項により、排出クレジットに係る 投資の性質として、今後、排出クレジットの活発な取引市場が整備され、金融投 資としての取引が生じた場合には、トレーディング目的で保有する棚卸資産とし て、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当 期の損益とすることとなる旨を追加した。
- ▶ 事業分離会計基準第 144 項により、専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合の会計処理における場合分けのひとつである、出資を通じて取得する場合については、出資者が現金以外の財産の分配を受けた場合、当初から現金以外の財産、すなわち排出クレジットでの分配を期待しているときには、分配された排出クレジットの取得価額は、これまで保有していた出資額のうち、実質的に引き換えられたものとみなされる額とする旨を追加した。
- ▶ 棚卸資産と位置付けられる、専ら第三者に販売する目的の排出クレジットの取得 後の期末評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げを修正。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。